



令和元年度第3回理事会
議事録

令和2年3月4日（水）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和元年度 第3回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和2年3月4日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで
2. 会場 本部事務所1階 会議室
3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)
4. 出席者

理事長(議長)	萱場 和裕	常務理事	小島 一隆
理事	安藤 真洋	理事	黒竹 光弘
理事	千種 豊	理事	大野 壽三枝
監事	安田 大	監事	大久保実
5. 欠席者 なし
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程
 - 日程第1 議案第16号 令和2年度事業計画について
 - 日程第2 議案第17号 令和2年度収支予算について
 - 日程第3 議案第18号 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みについて
 - 日程第4 議案第19号 令和2年度老後福祉基金の一部取崩しについて
 - 日程第5 議案第20号 令和2年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
 - 日程第6 議案第21号 公益財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について
 - 日程第7 議案第22号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について
 - 日程第8 議案第23号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について
 - 日程第9 議案第24号 公益財団法人武蔵野市福祉公社会計処理規程の一部を改正する規程について
 - 日程第10 議案第25号 公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護レスキュー事業実施規

則の制定について

- 日程第 11 議案第 26 号 令和元年度補正予算（第 2 回）について
- 日程第 12 議案第 27 号 令和元年度第 3 回評議員会の開催について
- 日程第 13 報告事項 1 つながりサポート事業オプションサービスの新設について
- 日程第 14 報告事項 2 令和 2 年度職員研修計画について
- 日程第 15 報告事項 3 基本財産の運用について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕
監事 安田 大
監事 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事 6 名、定数 6 名につき、定款第 35 条により過半数 4 名を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事 2 名とし、議事の審議に移った。

日程第 1 議案第 16 号 令和 2 年度事業計画について

日程第 2 議案第 17 号 令和 2 年度収支予算について

日程第 3 議案第 18 号 令和 2 年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第 4 議案第 19 号 令和 2 年度老後福祉基金の一部取崩しについて

萱場理事長から一括審議の申出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、令和 2 年度重点項目として、1、武蔵野市とともに制度の利用促進を担う中核機関を運営することとなり、専門的な支援である相談・利用促進・後見人支援等を担っていくこと、2、福祉・介護人材の確保に向けた取組として、介護職員処遇改善加算の取得などによる労働条件や職場環境の改善、周知・啓発を行うこと、3、委託事業やサービス提供対象者の増加に対応し職員を増やす必要があり、執務スペースを拡張し、生産性を向上させることを目的に、本部事務所の建て替えの検討すること、を精力的に取り組むとした。

服部在宅サービス課長から、権利擁護センター事業について次のとおり説明がなされた。

1、つながりサポート事業について、事業収入支出とも 3399 万 2 千円、人件費は、番号 1 番から 7 番までの 7 事業で案分している。日常的金銭管理等のオプションを新設するなど、よりよいサービス提供に努める。

2、権利擁護事業について、事業収入支出とも 250 万 1 千円、昨年度まで、権利擁護事業の範疇で実施していた生活保護受給者金銭管理支援事業を事業番号 6 に組み替えた。権利擁護レスキューの規則を整備し、迅速かつ適切にサービスを提供する。

3、地域福祉権利擁護事業について、事業収入 806 万 2 千円、支出が 1056 万円で、249 万 8 千円の支出増となっている。東京都社会福祉協議会からの受託事業収入だけでは経費が賅えないため、老後福祉基金から充当する。利用者とともに作成した支援計画に基づいて、その自己決定を尊重し、自立に向けた支援を行う。

4、成年後見人等受任事業については、事業収入支出とも 4680 万円で、従来の成年後見推進機関としての役割・活動のうち、中核機関の運営を事業番号 7 の成年後見制度利用促進事業として移行し、この事業番号 4 では、「受任」を主たる事業として組み替えた。法人後見の利点を生かして、後見サービスの継続性、透明性、中立性、公平性などを確保し、親亡き後の障害者の問題などにも対応していく。

5、生活困窮者自立相談支援事業については、事業収入は 1874 万 1 千円、支出は 2121 万 1 千円で、自立相談支援、家計改善支援、住宅確保給付金の 3 事業を生活困窮者自立相談支援事業にまとめた。生活保護に至らない生活困窮者への伴走型の支援を実施していく。

6、生活保護受給者金銭管理支援事業については、事業収入は 990 万円、支出は 1350 万 5 千円で、生活保護費の管理、使途等の相談、支払い代行、生活指導等により、受給者の自立を支援する。

7、成年後見制度利用促進事業については、収入・支出ともに 1382 万 6 千円、成年後見制度の利用促進基本計画に基づく中核機関を市とともに担っていく。中核機関の本務である相談、利用促進、広報、後見人支援などに、蓄積したノウハウを活用して対応していく。

堀田在宅サービス課担当課長から、担当する事業番号 8 から 12 まで次のとおり説明がなされた。

8、居宅介護支援事業については、事業収入は 2792 万 2 千円で、支出は 2834 万 6 千円で、2 名の主任ケアマネジャーを中心に、市民のセーフティネットの役割を果たすとともに、引き続き、特定事業所加算Ⅱを取得し、収入の安定を図っていく。

9、訪問介護サービス事業については、事業収入は1億3153万2千円、支出は1億3069万8千円で、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅱを取得し、職員及び登録ヘルパーの職場環境、労働条件の向上に努めていく。支出の人件費は、10、居宅介護サービス事業、11、生活支援事業、12、地域包括ケア人材育成センター事業で案分している。

10、居宅介護サービス事業については、事業収入1992万4千円、支出1892万4千円で、訪問介護事業と同様に、特定処遇改善加算Ⅱと特定事業所加算Ⅱを取得予定である。障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において、安心して在宅生活を続けていけるように支援していく。

11、生活支援事業について、事業収入1286万6千円、支出1470万円で、今年度より、市からの受託料の単価が500円上乗せされ、前年度より収入額は増加したが、それでも支出が上回っている。認知症見守り支援ヘルパーは専門の研修を受け、質の高いケアを提供しているため、通常的生活援助より高い報酬をヘルパーに支払っている。また、市からの受託事業である「緊急訪問介護事業」も、依頼があった場合は、迅速に対応する。

12、地域包括ケア人材育成センター事業については、事業収入3321万6千円、支出3275万5千円で、介護職員初任者研修、武蔵野市認定ヘルパー養成研修を開催するとともに、認定ヘルパーフォローアップ研修を行い、サービスの質の維持・向上を図っていく。また、令和2年度は介護職のための喀痰吸引、経管栄養の医療的ケアを実施するための研修機関としての認定を受ける予定としている。また、昨年から開始した若者介護職のための「プロジェクト若ば」の活動も随分と軌道に乗り、引き続き、来年度も新規参加者を増やし、活発な活動を目指す。引き続き、ホームページやツイッターなどによる情報発信、イベントの啓発・広報を進めるとともに、さらに安心して介護の職へ定着できるよう、相談事業も行う。老後福祉基金活用事業は、介護職員初任者研修受講料のキャッシュバック48万円と、受講者の保育費用補助114万円で、事業収支が208万1千円と黒字となっているのは、研修用のパワーアシストスーツ、喀痰吸引用の実習モデルなどを購入予定で、固定資産取得支出に計上しているためである。

方波見高齢者総合センター所長から、高齢者総合センターと北町高齢者センターの事業について次のとおり説明がなされた。

13、高齢者総合センター管理運営事業については、事業収入5801万円、支出5452万3千円で事業活動収支差額が348万7千円の黒字となっているのは、受託料収入には、情報システム更新に関わる減価償却費相当額を含んだ額となっている。武蔵野市より令和2年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理者指定を受け、引き続き、市民の貴重な福祉資源として、

施設の維持・管理運営等を実施し、高齢者福祉の増進を図っていききたい。

14、在宅介護・地域包括支援センター事業については、事業収入 5913 万 6 千円、支出 6434 万 9 千円で、521 万 3 千円の赤字となっているのは、対象地域の高齢者人口が多く、規定の職員数だけでは業務を賄い切れないことから、1 名増員した予算を立てたことによるものである。今後、適正な受託料となるよう、市に要求していききたい。担当地域内には、単身世帯や高齢者世帯が多く、認知症だけではなく、虐待や権利擁護等、困難ケースが増加している。権利擁護センターとの連携、役割を明確にし、課題解決に注力する。家族介護支援では、若年介護者や、就労する介護者が相談しやすい環境作りを検討する。引き続き、地域住民や各団体と協同し、課題の把握と連携強化を図っていく。

15、住宅改修・福祉用具相談支援センター事業については、事業収入支出ともに 2397 万 1 千円で、住宅改修のプランニング、福祉用具の選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談に応じ支援する。排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、令和 2 年度は、コミュニケーションケアに関する冊子を作成する。

16、デイサービスセンター事業については、公設民営のデイサービスとして、民間事業者では対応が困難な利用者を積極的に受け入れる。関係機関との連携により、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していく。事業収入 9167 万 9 千円、支出 9779 万円で、611 万 1 千円の赤字計上をしている。送迎委託の見直し、経費削減、稼働率の向上への取組、新たな加算の取得などにより、縮減努力をしていく。

17、社会活動センター事業については、事業収入支出とも、5701 万 1 千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど、介護予防、フレイル予防に寄与していく。一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるよう、構成や内容について検討していく。

18、北町高齢者センター事業については、高齢者総合センター同様、武蔵野市より、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの指定管理者指定を受けた。「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」として、サービス提供していく。ボランティアの高齢化と新規活動者の登録は継続課題だが、元気高齢者の活動の場という新たな役割も生じており、サポートを継続していく。小規模ハウスは、高齢化と自立度の低下が課題で、引き続き、入居者が安心して生活できるよう支援するとともに、空き部屋の活用方法を含め、今後の在り方を、市に提案していききたい。子育てひろば事業は、順調に推移し、世代間交流も定着してきている。今後も連携しながら事業展開していききたい。事業収入 9343 万 3 千円、支出 1 億 67 万円で、723 万 7 千円の赤字を計上している。新たな加算取得、稼働率の向上、経費削減等で、縮減努

力をしていく。

新谷総務課長から、事業番号 19 管理費については、法人として福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行うための予算であり、以下の事業について説明がなされた。

人材の育成については、報告事項 2 の令和 2 年度職員研修計画に沿って、体系的に行う。人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を明確にしており、求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員像に近づくための取組を行っていく。令和 2 年度研修計画として、新人研修、職層別の研修、係ごとに計画実施する、福祉専門職としての専門性の向上を目指す専門研修、部門横断的な研修委員会が主催する全体研修及び事業報告会、通信教育の受講支援などの自己啓発、資格取得支援などを実施する。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成 30 年 3 月に報告された事業連携推進委員会報告書の年度計画に沿って実施してきたが、今年度は、計画年度にこだわらず、予定を繰り上げて実施していく。本部事務所の建て替えについては、令和 7 年度完成を目指して、今年度は検討委員会を立ち上げていきたい。事業収入 3390 万 5 千円、支出 6377 万 8 千円で、前年度比 1912 万 9 千円の減で、収入では主に運営費補助金の減額、支出では主に病欠の職員を総務課付にしていることによる人件費の増額によるものである。

小島事務局長から、当期収支差額（事業活動、投資活動、財務活動）について、次のとおり説明がなされた。

事業活動収入は、計 7 億 7642 万 6 千円、支出計 8 億 2991 万円、事業活動収支差額がマイナス 5348 万 4 千円となった。

投資活動収支の部、投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩し収入 9051 万 2 千円、老後福祉基金活用事業、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建て替え準備資金積立、当期収入不足分に充当する。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建て替え準備資金積立支出、什器備品購入支出、車両運搬具購入支出で、合計で 3831 万 3 千円を計上した。

財務活動収支の部はなく、予備費を 500 万円計上し、当期収支差額は、マイナス 449 万 9 千円となる。

続いて、正味財産増減計算書について、説明がなされた。経常収益は、基本財産運用益 16 万 8 千円、特定資産運用益 31 万 5 千円、事業収益 7 億 1117 万 3 千円、受取補助金等 6255 万 5 千円、受取寄附金 50 万円、雑収益 171 万 7 千円、合わせて 7 億 7642 万 6 千円となる。経常

費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて、経常費用計 8 億 4526 万 1 千円となり、当期経常増減額は、マイナス 6883 万 5 千円となった。経常外増減は、基本財産や特定資産の評価損益等を計上するため、予算の段階では見込んでいない。一般正味財産期首残高は、平成 30 年度決算の期末残高としている。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は 7 億 6118 万 6 千円となった。指定正味財産は、現在、基本財産のみを計上しており、増減は見込んでいないが、平成 30 年度決算の期末残高を期首残高としている。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は 11 億 7141 万 8 千円となっている。

正味財産増減計算書内訳表については、正味財産増減計算書を公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表したもので、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益及び事業費用を、その他事業に配賦し、また、法人会計である管理費の費用を、従事割合などの配賦率に従い、公益目的事業会計へ配賦したものである。

続いて、「議案第 18 号 令和 2 年度資金調達及び設備投資の見込みについて」は、借入の予定、重要な設備投資の予定はない、と説明がなされた。

「議案第 19 号 令和 2 年度老後福祉基金の一部取崩しについて」は、本部事務所建て替え準備資金積立に前年度と同額を充当するほか、予算書のとおりである、と説明がなされた。

議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号及び議案第 19 号について次の質疑応答があった。
安藤理事 成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営について、具体的に説明していただきたい。

服部在宅サービス課長 福祉公社は、現在、武蔵野市の成年後見制度の推進機関である。この推進機関の様々な機能が中核機関に移行される。武蔵野市と福祉公社の役割分担は明確となっている。例えば、周知啓発や成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の運営、情報管理などについては市が担う。窓口相談やアセスメントなどについては、福祉公社が担う。また、市民後見人の養成も今までどおり福祉公社が役割を担う。

大野理事 具体的には、市と福祉公社がそれぞれ職員を出して、その中核機関を一緒に運営していく形なのか、それともどちらが主導して運営するのか。

小島事務局長 具体的にはこれから決定される。実際には、中核機関という組織を作るのではなく、それぞれの担当が、業務を担って機能を果たしていく形になると考えている。福祉公社としては、組織運営上、成年後見利用支援センターを設け、成年後見制度利用促進事業として事業化するが、市と合同で場所を設置したり組織を作ったりはせず、それぞれが合わせた機

能として中核機関を設ける形になる。

大野理事 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会とはどういうもので、福祉公社の成年後見利用支援センターとの関係はどうか。

服部在宅サービス課長 今の権利擁護センター関係機関等連絡協議会は、福祉公社の固有の協議体だったが、それを発展的に解消する形で、さらに多くの関係機関に広げて、武蔵野市主催の成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会として準備をすすめている。

萱場理事長 市の成年後見利用促進基本計画が策定され、現在、計画書の印刷をすすめている。計画書には、具体的に、この事務は公社がやる、この事務は市の主管課の地域支援課がやる、という分担が示されているので、その計画書ができたら皆さんに配付したいと思っている。

ほかに理事及び監事から質疑意見はなく、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号及び議案第 19 号は、1 件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で本 4 案は承認された。

日程第 5 議案第 20 号 令和 2 年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

小島事務局長より、提案理由について、役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第 3 条に定める令和 2 年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、別紙の資料のとおり評議員会に提出するため、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第 20 号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第 6 議案第 21 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社事務規程の一部を改正する規程について

小島事務局長より、提案理由について、成年後見制度利用促進に係る中核機関を、武蔵野市とともに運営するに当たり、所要の改正を行うため、承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

事務規程別表 1（第 2 条関係）の組織図の在宅サービス課に、「成年後見利用支援センター」を追加し、別表 2（第 5 条関係）の分掌事務に（1）成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営に関すること、（2）成年後見・権利擁護に関する総合相談及び啓発普及に関することを

追加した。

議案第 21 号に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第 7 議案第 22 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について

小島事務局長より提案理由について、職員の働き方改革の観点から、時差勤務を可能とするほか、所要の改正を行うため、承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。17 条では、勤務時間及び休憩時間について規定しており、勤務時間について、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとされていたが、所属長が認める場合は、午前 7 時 30 分から午後 7 時 15 分までのうち、7 時間 45 分と改正した。これにより、出勤時間を午前 7 時 30 分から、10 時 30 分までの時差出勤を可能とした。「ただし、業務の性質により、特別の勤務に服する職員の正規の勤務時間については、別に割り振ることができる。」の文言は、削除した。第 27 条の 7 は、条を追加し、特別休暇について規定した。「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程第 8 条に規定する理事長の承認に関する規程（平成元年 3 月 31 日規程第 5 号）」を廃止し、特別休暇として就業規則に規定することが妥当とし、内容を整理したものである。「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則第 23 条に規定する年次有給休暇に関する取扱要綱」は、有給休暇は、1 時間単位で取得を認めていたが、勤務の始め、または終わりに引き続く場合に限っていた。今回、新たに、いわゆる、中抜けを可能とするために、勤務時間の中途に時間休を取得できるように、要綱を制定した。今回の改正で、時差出勤、中抜けが可能になり、職員の多様な働き方に対応できるようになるものと考えている。

議案第 22 号に関して次の質疑応答があった。

安田監事 別表 1（第 17 条関係）に関して、改正前の勤務時間は 8 時半から午後 5 時 15 分となっており、8 時間 45 分で、休憩が 1 時間ということだが、改正後の勤務時間は、7 時間 45 分となっていて休憩も 1 時間ある。整合性がないのではないか。8 時間 45 分とすべきではないか。また、改正後の別表 6（第 27 条 7 関係）では、8 番の妊娠中の女子の職員についてだけ、「必要と認める時間」ではなく「必要とされる時間」となっているのは、何か意味があるのか。

新谷総務課長 別表 1（第 17 条関係）について、勤務時間は 7 時間 45 分から 8 時間 45 分に

修正する。別表6（第27条7関係）について、8番の妊娠中の女子の職員について、「必要とされる時間」から「必要と認める時間」に修正する。

そのほか、議案第22号に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、一部修正のうえ、全会一致で承認された。

日程第8 議案第23号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について

小島事務局長より、提案理由について、職員の働き方改革に関連し、文言の整理を行うため、承認を求めるものである、と説明がなされた。

詳細については、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

第17条の超過勤務手当の規定については、第2項の、勤務を要しないとされた日に、勤務時間を割り振られたというのは、土曜日や日曜日に出勤する場合のことで、25%割増しして、超過勤務手当を支給するものである。改正前の下線が引いてある部分は、先ほど就業規則で説明したとおり、職員の勤務時間は、休憩を除き1日7時間45分、週38時間45分と定めているため、それに満たない職員は本規定に該当しないことから、削除するものである。

議案第23号 に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第9 議案第24号 公益財団法人武蔵野市福祉公社社会計処理規程の一部を改正する規程について

小島事務局長より、提案理由について、会計処理の責任主体を明確にし、業務効率を向上させるほか、所要の改正を行うものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

第5条は、会計事務責任者について規定していたが、条を改正し、会計処理体制として、責任主体と業務分担を明確にした。会計事務責任者を事務局長、会計事務担当者を総務課長、出納責任者を各課長と規定し、次条以降で、それぞれの業務分担について、明確にした。第17条から第21条までの、領収書に関する規定は、領収書と領収証の表記が混在していたことから、文言を整理し、現在の運用に合わせて改正するものである。第27条と第28条、第41条

は、文言の整理を行ったものである。第 57 条については、月次決算を 20 日までとしてきたが、事務負担の集中を避ける目的で、月末までに提出するよう、改正するものである。

議案第 24 号に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第 10 議案第 25 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護レスキュー事業実施規則の制定について

小島事務局長より、提案理由について、権利擁護事業の対象者及び事業内容を明確にするため、規則の制定及び廃止を行うものであると説明がなされた。

詳細について、服部在宅サービス課長から次のとおり説明がなされた。

平成12年に開始した独自の権利擁護事業は、有償在宅福祉サービスと併用することで、事実上、成年後見の代替機能を有していた。その利用者は、つながりサポート事業の開始と共に、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業に移行した。その後、権利擁護事業実施規則は、権利擁護レスキューとして、成年後見ないし地域福祉権利擁護事業の利用に繋がる前の金銭管理・財産保管サービスの根拠規則として使用されてきた。この度、運用実態に合わせて、権利擁護レスキューの目的を定め、応急善処的なサービスであることを明確化した。また、利用料金も、1ヶ月7千円から裁判所が出した成年後見の報酬額の目安、1ヶ月2万1千円を参考にその半額とした。公益財団法人武蔵野市福祉公社家事援助等給付事業実施規則（平成元年3月31日規則第1号）、公益財団法人武蔵野市福祉公社協力員派遣規則（平成元年3月31日規則第7号）、公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護実施規則（平成12年9月規則第5号）は廃止する。

議案第 25 号に関して、つぎの意見があった。

安田監事 第3条の「第2条第3号」ではなく、「前条」第3号となるのではないか。
また、規程第13条で、第1項だけ、「公社は」という主語から始まっているので、第2項、第3項にも「公社は」と主語を入れたほうが良いのではないか。
服部在宅サービス課長 そのように修正する。

そのほか、議案第 25 号に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、一部修正の上、全会一致で承認された。

日程第 11 議案第 26 号 令和元年度補正予算（第 2 回）について

小島事務局長より、提案理由について、寄附金及び成年後見報酬の増収、権利擁護センター及び総務課の人員増による人件費の増額があったこと、情報システム更新に係る費用を、当初時より削減したことなどから、補正を行うものである、と説明がなされた。

詳細について、新谷総務課長から次のとおり説明がなされた。

事業番号 1、つながりサポート事業では、寄附金受領により 2762 万 4 千円、収入を増額した。事業番号 2、権利擁護事業では、権利擁護レスキュー件数増加により、利用料収入を 49 万 2 千円、増額した。支出についても、権利擁護センターにて業務増加により、職員を増員したことから、専門職人件費 0.5 人分、増加した。事業番号 4、成年後見事業では、成年後見人報酬が増加したことから、1350 万円、収入を増額した。支出について、専門職人件費 1.5 人分ほかを増額している。事業番号 5、生活困窮者自立支援事業は、遠方での研修があったことから研修出張旅費 20 万円を追加した。事業番号 18、管理費では、こちらも寄附金受領により 2712 万 4 千円、収入を増額し、支出では、常務理事の人件費について、役員報酬から給料手当支出に移動した。これは、東京都の公益法人立入検査の際に指摘されたもので、公益財団法人武蔵野市福祉公社役員及び評議員の報酬等に関する規程どおりの運用に変更したものである。また、職員に病欠が出たことから、1 名新規に採用し、人件費を増額している。合わせて、事業活動全体での収入が、6874 万円、支出では、1995 万 5 千円、補正した。

投資活動については、寄附金積立て分として、老後福祉基金積立支出に 5474 万 8 千円を計上した。固定資産取得支出では、情報システム更新の予算減、2882 万 9 千円で、人材育成センターのホームページ機能追加として 266 万 2 千円を追加計上し、合わせて 4592 万 5 千円、補正した。

議案第 26 号に関して次の質疑応答があった。

黒竹理事 寄附金の内容について伺いたい。

新谷総務課長 主な寄附は、約 2 千万と約 3 千万の遺贈が 1 件ずつである。

黒竹理事 これは、公社のサービスの利用をなさっていた方からのもの、ということか。

新谷総務課長 はい。

そのほか、議案第 26 号に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第 12 議案第 27 号 令和元年度第 3 回評議員会の開催について

小島事務局長より、提案理由について、定款第 17 条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第 18 条の規定により、「評議員会は、法令に特段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙、議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものであると説明がなされた。

議案第 27 号に関して理事及び監事の質疑意見はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第 13 報告事項 1 つながりサポート事業オプションサービスの新設について

石橋権利擁護センター長から、つながりサポート事業オプションサービスの新設について、次のとおり説明がなされた。

つながりサポート事業において、身体状況の低下等により、金銭管理サービスを必要とする利用者が散見されるようになったこと、及び、現在、金銭管理を自分でできている利用者からも、金銭管理サービスを実施してほしいとの希望が以前よりあったことから、このたび、金銭管理サービスを新設した。

実際に、つながりサポート事業利用者で、金銭管理が必要となり、地域福祉権利擁護事業、もしくは、権利擁護レスキュー事業を組み合わせ、利用されている方が 5 名いる。 現行の基本サービスや、つながりプランにオプションとして追加するもので、利用料金は、現行のつながりプランの支援回数、及び成年後見制度の報酬額の目安 2 万 1 千円に鑑み、1 カ月 1 万円とした。参考までに、ほかの専門職が任意代理契約等で金銭管理、財産管理を実施した場合、報酬の相場として、司法書士が 2 万円から 3 万円、弁護士が 3 万円から 5 万円と聞いている。

報告事項 1 に関して、安田監事から、新料金表の文言について、一部修正の意見があった。

日程第 14 報告事項 2 令和 2 年度職員研修計画について

日程第 1 議案第 16 号令和 2 年度事業計画の中で報告をしたので、説明及び質疑を省略した。

日程第 15 報告事項 3 基本財産の運用について

小島事務局長より、令和元年度に償還した国債及び公債の運用について、別紙のとおり報告された。第 122 回貸付国債 6300 万円が償還したことから、第 14 回 1 号宮城県公債を購入した。利率は、0.03%で、令和 5 年 7 月に償還する予定となっている。また、第 113 回大阪府公債 1 億円が償還し、令和元年度第 3 回仙台市公債を購入した。利率は、0.001%、償還日は、令和 7 年 1 月 27 日を予定している。

報告事項 3 に関して、次の質疑応答があった。

安田監事 宮城県公債は 0.03%、仙台市公債は 0.001%と率が随分違うが宮城県公債は購入できなかったのか。

新谷総務課長 タイミングが違い購入できなかった。

大野理事 仙台市公債を購入した理由は？

新谷総務課長 昨年 12 月に償還した後、1 月に購入できる債券は 3 種類ぐらい発行があった。その中で、取り扱う証券会社が、手に入りやすいものから選択した。利率などに違いはないことから、特に理由はない。

萱場理事長 証券会社に手数料は支払うのか。

新谷総務課長 手数料はない。

黒竹理事 利率 0.001%といたら、銀行の定期預金と同じレベルだと思うが、そういう選択肢は考えないのか。

新谷総務課長 ペイオフのこともあり、1 億円以上のものについては、公共の債権で運用することにしている。特にこれは、基本財産なので、債権のほうが安全と考えている。

そのほか、報告事項 3 に関して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和元年度第 3 回理事会の

閉会を宣言した。

議事の経過及び結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 2 年 3 月 31 日

議長（理事長） 萱 場 和 裕



議事録署名人（監事） 安 田 大



議事録署名人（監事） 大 久 保 実

